


第 4 部



いじめ問題 解決のための 「教員研修プログラム」

いじめ防止対策推進法第 18 条では、教職員を対象にいじめに関する研修を実施することが定められています。このことを踏まえ、都内の全公立学校において、年間 3 回以上の校内研修を実施することとしています。教員一人一人のいじめ問題への対応力を身に付けるため、以下の研修プログラムを開発しました。

「教員研修プログラム」の活用について

Step 1

【研修1～3】

三つのプログラムを実施することで、全教職員で共通理解を図ります。

早期発見

【研修1】「いじめ」の定義の確実な理解

「いじめ」の定義の確実な理解

未然防止

早期発見

【研修2】「学校いじめ防止基本方針」に基づく確実な取組の推進

「学校いじめ防止基本方針」の内容及び「学校いじめ対策委員会」の役割の理解
「学校いじめ防止基本方針」に基づいた取組事項の確認

早期対応

重大事態への対処

【研修3】いじめ問題の解消に向けた組織的な取組

「学校いじめ対策委員会」と、関係機関等との連携・協力体制

Step 2

【研修4】～【研修9】

自校が課題としているプログラムを選択し、Step 1に加えて行います。

項目	プログラムのねらい	主な内容	上巻との関連
<p>早期発見</p> <p>【研修1】 「いじめ」の定義の 確実な理解</p>	<p>○「いじめ」の定義を確実に理解し、全ての教職員が同一の基準でいじめの認知ができるようにする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事例を用いて、いじめかどうかを各自で考える。 「いじめ」の定義を確認し、事例について再度考え、判断し、話し合う。 日常生活で児童・生徒の気にかかる様子やいじめと疑われる事例について話し合う。 	<p>2 早期発見(1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知</p>
<p>未然防止</p> <p>早期発見</p> <p>【研修2】 「学校いじめ防止基本方針」に基づく確実な取組の推進</p>	<p>○「学校いじめ防止基本方針」の内容及び「学校いじめ対策委員会」の役割を十分に理解する。</p> <p>○「学校いじめ防止基本方針」に基づき、全教職員が確実に取り組むべき事項を確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「学校いじめ防止基本方針」の内容を確認する。 「学校いじめ対策委員会」の構成員、役割を確認する。 「学校いじめ対策委員会」によるいじめ認知の手順を確認する。 	<p>1 未然防止(2) 教職員の意識の向上と組織的対応の徹底</p>

<p>早期対応</p> <p>重大事態への対処</p> <p>【研修3】 いじめ問題の解消に向けた組織的な取組</p>	<p>○「学校いじめ対策委員会」により認知されたいじめを、迅速かつ適切に解消するための組織的な体制や、保護者、地域、関係機関等との連携・協力体制を整える。</p> <p>○重大事態の定義を確実に理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 早期対応のための組織的な取組や対応について考える。 早期対応のための取組について共通理解を図る。 重大事態の定義と、「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容を確認し、理解を深める。 	<p>3 早期対応(1) 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底</p> <p>4 重大事態への対処(1) 重大事態発生判断</p>
<p>未然防止</p> <p>【研修4】 いじめを生まない環境づくり</p>	<p>○いじめを生まない、見て見ぬ振りをしていない学級、学校を作り、いじめの未然防止に向けて児童・生徒の意識を高める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自己肯定感や自尊感情を高める指導（「居場所づくり」と「きずなづくり」）の視点について知り、指導のポイントを考える。 「居場所づくり」と「きずなづくり」の具体的な取組を考える。 	<p>1 未然防止(1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出</p>
<p>未然防止</p> <p>【研修5】 いじめの未然防止に向けた関係機関等との連携</p>	<p>○いじめの未然防止に向けて、学校が保護者や地域、関係機関等と連携することの大切さについて意識を高め、社会全体でいじめに対応できる関係を作る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> いじめの未然防止に向けて連携を図る主な関係機関等を確認する。 学校と関係機関等との連携の目的を確認する。 「学校サポートチーム」との日常の連携について自校の取組を見直す。 	<p>1 未然防止(5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成</p>
<p>早期発見</p> <p>【研修6】 「いじめ」の定義に基づくいじめの認知</p>	<p>○児童・生徒の様子から、いじめやいじめの疑いに気付くことができるようにする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題に関するアンケートを実施し、児童・生徒の出すいじめのサインの場面と視点について考える。 いじめやいじめの疑いに気付くために、特に気を付けるべき場面と視点について話し合う。 いじめのサインを受け止めるために児童・生徒及び教職員が相談しやすい校内体制を構築する 	<p>2 早期発見(2) 子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知</p>
<p>早期発見</p> <p>【研修7】 いじめの早期発見のための情報共有</p>	<p>○学級担任任せにするのではなく、全教職員が全児童・生徒の指導に責任を有しているという意識の下、組織的に児童・生徒の状況を観察するとともに、情報共有によりいじめを早期に発見する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 情報共有の重要性を理解する。 校内で実践している情報共有の方法を確認する。 取組の実施による成果や課題について話し合う。 	<p>2 早期発見(3) 全ての教職員による子供の状況把握</p> <p>早期発見(4) 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築</p> <p>早期発見(5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報</p>
<p>未然防止</p> <p>【研修8】 自己の取組を点検するレーダーチャートの活用</p>	<p>○レーダーチャートを作成することで、自己の取組を点検し、一人一人の対応力を強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自己のいじめ防止対策の取組状況を振り返り、全体で成果と課題、改善策を情報共有する。 小グループで共通で取り組む改善策を決定し、実施時期等、今後の取組計画を立案する。 	<p>1 未然防止(2) 教職員の意識の向上と組織的対応の徹底</p>
<p>早期対応</p> <p>【研修9】 いじめ問題の解消に向けて効果のあった取組</p>	<p>○いじめ問題の解消に向けて効果のあった取組事例を通して、「学校いじめ対策委員会」の役割についての理解を深め、いじめ問題に対し、組織的に対応できるようにする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> いじめを解消するためにはどのような指導及び関係機関等との連携を行う必要があるのか、取組の経過を個人で考えた後、グループで話し合う。 事例研修を振り返り、学んだことをまとめる。 	<p>3 早期対応(2) 被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例</p> <p>早期対応(3) 加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例</p>

研修1 「いじめ」の定義の確実な理解

早期発見

ねらい

○ 「いじめ」の定義を確実に理解し、全ての教職員が同一の基準でいじめの認知ができるようにする。

取組の内容例

1 事例を用いて、いじめかどうかを各自で考える。

事例1

Aさんは、同じクラスのBさんに、いきなり頭をたたかれた。Aさんは泣きながら担任のところへ駆け寄り、「Bさんにたたかれた。」と訴えた。担任は、Bさんに聞いたところ、Aさんをたたいたことを認めたため、厳しく注意した。AさんがBさんにたたかれたのは、後にも先にもこの日だけである。
(文部科学省の資料による)

事例2

体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBさんはミスをし、Aさんからミスを責められたり他の同級生の前でばかにされたりし、それによりBさんはとても嫌な気持ちになった。見かねたCさんが「それ以上言ったらかわいそうだよ。」と言ったところ、Aさんはそれ以上言うのをやめ、それ以来、BさんはAさんから嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、Bさんもだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、Aさんに昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。
(文部科学省の資料による)

2 「いじめ」の定義を確認し、事例について再度考え、判断し、話し合う。

【いじめ防止対策推進法 第2条】いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と

- ①一定の人的関係にある他の児童等が行う
- ②心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、
- ③当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 日常生活で児童・生徒の気にかかる様子やいじめと疑われる事例について話し合う。

法に規定された「いじめ」の定義と照らし合わせて、日常生活で児童・生徒の気にかかる様子やいじめと疑われる行為について話し合うことを通して、全ての教職員が、「いじめ」の定義を確実に理解する。

4 いじめの捉え方を見直す。

【これまでのありがちな捉え方】

- ・ 仲よし同士の遊びの延長のようにも見えるから、もう少し様子を見よう。
- ・ この程度は、子供たちの日常によくあることだ。



【法律の定義に基づく捉え方】

- ・ いじめはどの学校どの子供にも起こり得る。
- ・ 行為を受けた児童・生徒が心身の苦痛を感じているため、いじめである。

【第3期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会 答申(令和2年7月)】

- ・ いじめの認知に当たっては、特に、「好意で行った言動」、「いじめを意図せずに行った言動」に留意する必要がある。被害の子供が「心身の苦痛を感じているかどうか」に鑑み、個別に判断することの大切さについて、改めて教職員の共通理解を図ることが重要である。

5 学校及び学校の教職員の責務について確認する。【いじめ防止対策推進法 第8条】

研修に当たっての確認事項

いじめに対する認識の共有

◆ 教職員一人一人の受け止めに左右された「いじめ」

文部科学省の調査によると、平成 27 年度末には全ての学校が、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「学校いじめ対策委員会」を設置しました。しかしながら、このような取組にもかかわらず、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」におけるいじめの認知件数は、都道府県間や学校間における差が大きいままです。その背景の一つとして、児童・生徒の同じ言動を目にしても、ある教職員は「いじめである。」と受け止めるのに対し、他の教職員は「いじめではない。」と受け止める認識のずれと考えられます。

いじめはどの学校どの子供にも起こり得る、との認識に立ち、いじめかどうかの受け止めに教職員間で統一することが必要です。いじめ問題を見落とさないためには、教職員一人一人が「いじめ」の定義を正しく理解することが重要です。

◆ 法に規定された「いじめの定義」は広範囲なものに修正されてきました

過去の「いじめ」の定義は、「一方的に」「継続的に」「深刻な」などの要素が含まれており、いわゆる社会通念上のいじめに近いものとなっていました。しかし、いじめ防止対策推進法に規定する「いじめ」の定義では、いじめに該当する行為の範囲は極めて広く、その行為を受けた児童・生徒が、心身の苦痛を感じた場合は、「いじめ」に該当するとされています。「学校いじめ対策委員会」がいじめを認知するに当たっては、一人一人の児童・生徒の状況から、「この子供は苦痛に感じているのではないか。」という視点に立って判断することが必要です。

【いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（抜粋）】

（平成 25 年 6 月 19 日 衆議院文部科学委員会、同 6 月 20 日 参議院文教科学委員会）

いじめには、多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。

教職員が、いじめに対する認識を「起きてはならないこと」から「いつでもどこでも起こるもの」と転換していくこと、そして日常から「いじめかもしれない」という意識をもち、教員一人一人がいじめを察知するアンテナを高くしながら教育活動を行うことが、早期発見の第一歩につながります。

参考：国立教育政策研究所「いじめ追跡調査 2013 - 2015」平成 28 年 6 月

「いじめ」の定義（文部省・文部科学省による）の変遷

昭和 61 年度	平成 6 年度	平成 18 年度	平成 25 年度
<ol style="list-style-type: none">1 自分よりも弱い者に対して一方的に2 身体的・心理的な攻撃を継続的に加え3 相手が深刻な苦痛を感じているもの		<ol style="list-style-type: none">1 一定の人間関係のある者から2 心理的、物理的な攻撃を受けたことにより3 精神的な苦痛を感じているもの	<ol style="list-style-type: none">1 一定の人的関係のある他の児童等が行う2 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）3 心身の苦痛を感じているもの
<ol style="list-style-type: none">4 学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの	<ol style="list-style-type: none">4 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う		
なお、起こった場所は学校の内外を問わないこととする。			

研修 2 「学校いじめ防止基本方針」に基づく確実な取組の推進

ねらい

- 「学校いじめ防止基本方針」の内容及び「学校いじめ対策委員会」の役割を十分に理解する。
- 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、全教職員が確実に取り組むべき事項を確認する。

取組の内容例

1 「学校いじめ防止基本方針」の内容を確認する。

準備：「学校いじめ防止基本方針」

内容例：いじめ防止に関する基本的な考え方、いじめ防止のための組織、いじめ防止年間計画、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめを認知した場合の対応、重大事態への対処、関係機関との連携 等

2 「学校いじめ対策委員会」の構成員、役割を確認する。

〇〇学校

「いじめ対策委員会」構成員

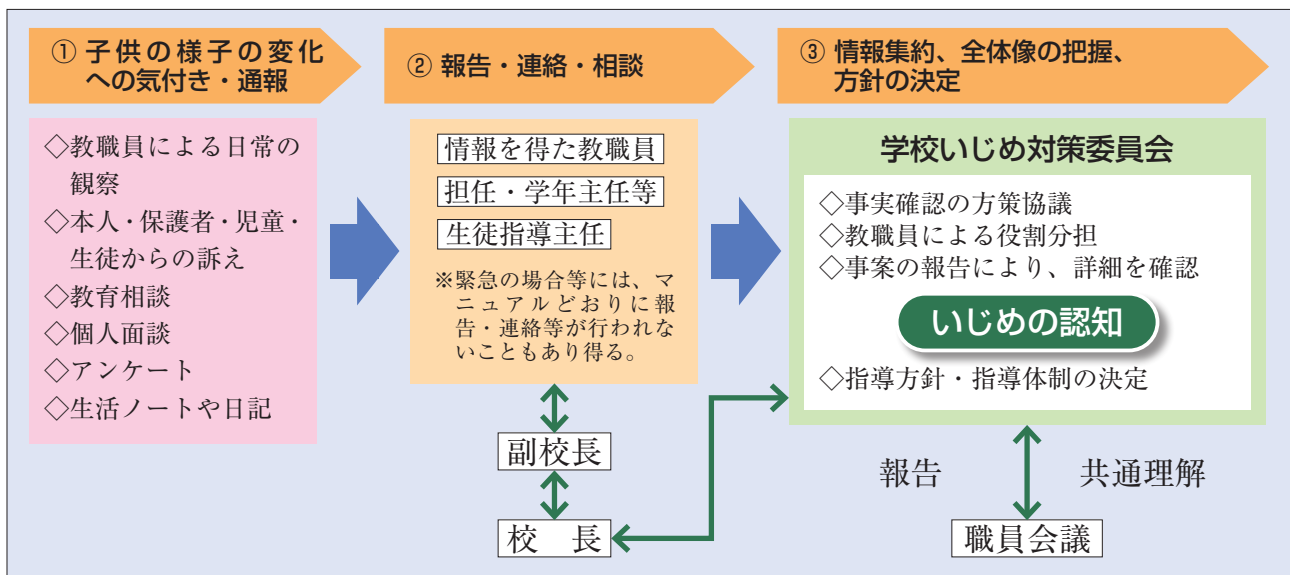
- ・ 校長
- ・ 副校長
- ・ 教務主任
- ・ 生活指導主任
- ・ 主幹教諭
- ・ 学年主任
- ・ 特別支援教育コーディネーター
- ・ 養護教諭
- ・ スクールカウンセラー
- ・ 校長が必要と認める者 など

※いじめが認知された場合には、当該児童・生徒の学級担任や情報を得た教職員を加える。

「学校いじめ対策委員会」の主な役割

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」の策定
- ・ いじめ問題に関する年間指導計画の作成、実行
- ・ 「学校サポートチーム」定例会議の実施
- ・ 保護者会、学校便りでの取組周知
- ・ スクールカウンセラーによる全員面接の計画、実施
- ・ 「いじめ発見チェックシート」の計画、実施
- ・ 児童・生徒間のトラブルに関する情報収集・共有
- ・ いじめの認知・解消に関する協議
- ・ 対応方針の作成、役割分担
- ・ 対応状況の確認、経過観察 など

3 「学校いじめ対策委員会」によるいじめ認知の手順を確認する。



研修に当たっての確認事項

「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的な対応の推進

◆「学校いじめ防止基本方針」の周知徹底

【いじめ防止対策推進法】

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

実効性をあげるかどうかの鍵は、教職員による「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の徹底にあります。学校として決定した取組を全教職員が確実に実行することや、学校として決めた手順に従って全教職員が対処していくことが重要です。一方で、緊急性や重大性に応じて臨機応変に対応できるようにしておくことも大切です。取組の中で不都合がある場合は、その都度、「学校いじめ対策委員会」で見直しを行います。また、全ての教職員が保護者等に対して、分かりやすい言葉で、基本方針の概要を説明できるようにすることも重要です。

◆「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化

【いじめ防止対策推進法】

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

「学校いじめ対策委員会」の構成員と役割を明確にするとともに、一人一人の教職員が児童・生徒のトラブル等気になる様子に気付いた場合、どのような手順や方法で、委員会に報告するのかを共通に理解できるようにすることが不可欠です。

また委員会は、定期的に会議を行い、いじめやいじめの疑いのある事案について情報を共有したり、各事案への対応を協議したりする役割を果たす必要があります。

「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知までの流れ

① いじめの疑い、発見・通報

好意で行った言動や意図せずに行った言動であっても、被害の子供が心身の苦痛を感じているかどうかに鑑み、いじめを見逃すことがあってはなりません。また、児童・生徒や保護者から、「いじめではないか。」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴します。些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から組織的に対応することが必要です。

② 報告・連絡・相談

いじめの疑いに気付く、いじめの兆候を発見する、通報を受けるなどした教職員は、一人で抱え込んで解決しようとすることなく、迅速に「学校いじめ対策委員会」に報告します。緊急の場合等、事案に応じては、マニュアルどおりの対応が行われないこともあり得ますが、最終的に校長が判断できる体制を整えることが求められます。

③ 情報集約、全体像の把握、方針の決定

「学校いじめ対策委員会」は、校長の指示の下、事実確認の方策について協議します。協議の結果に基づき、役割分担等を行い、事案の詳細を確認するとともに、その結果を迅速に同委員会に報告します。「学校いじめ対策委員会」は、報告された状況について、「いじめ」の定義に基づき、いじめを認知します。「学校いじめ対策委員会」は、指導方針及び指導体制を決定し、職員会議等で共通理解を図り、指導に当たります。

①②③の手続きが遅滞なく行われるようにするため、教職員の構成や規模等の学校の実態に応じて、学校として基本となる報告の流れを決めておくことが大切です。

研修3 いじめ問題の解消に向けた組織的な取組

ねらい

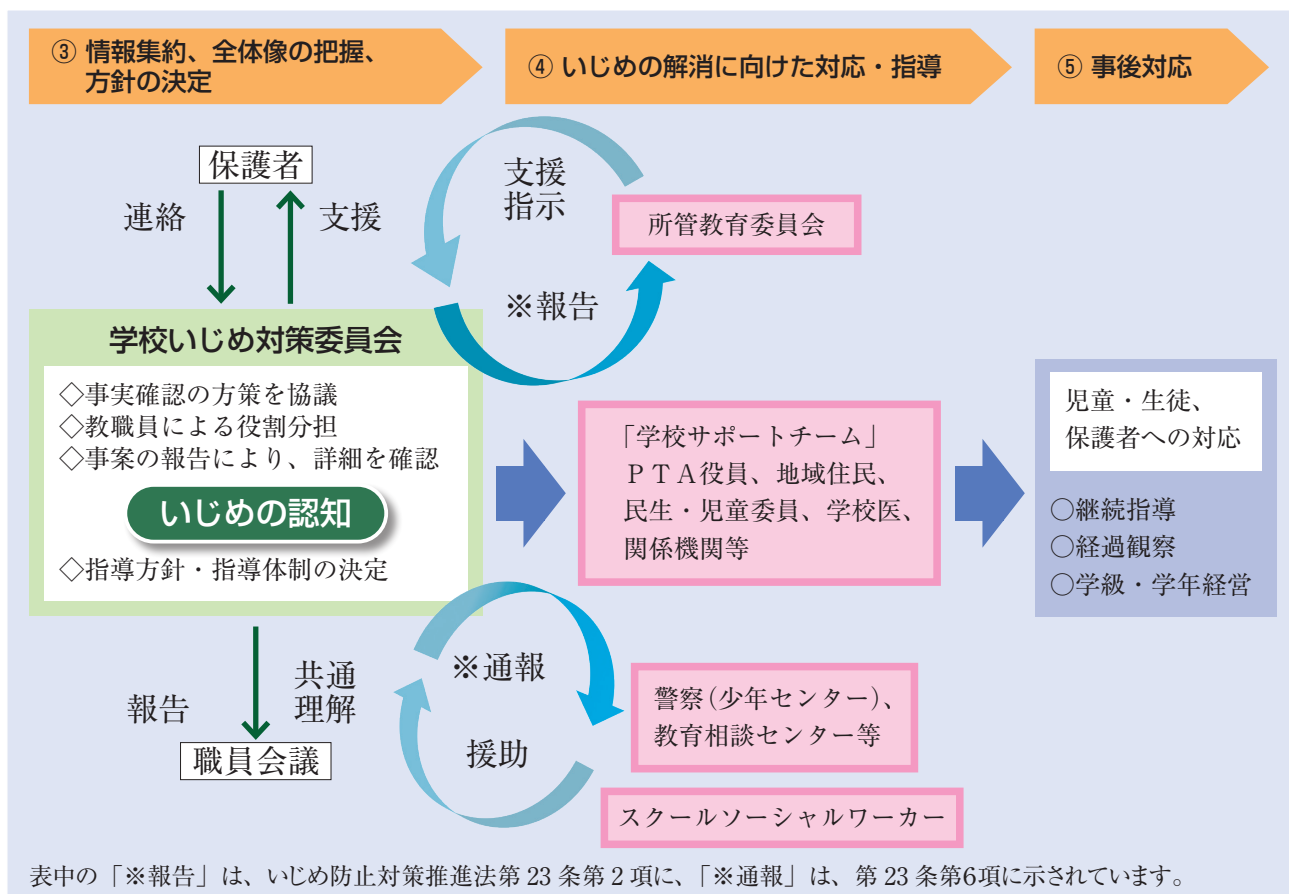
- 「学校いじめ対策委員会」により認知されたいじめを、迅速かつ適切に解消するための組織的な体制や、保護者、地域、関係機関等との連携・協力体制を整える。

取組の内容例

1 早期対応のための組織的な取組や対応について考える。

- ① 研修2「3『学校いじめ対策委員会』によるいじめ認知の手順を確認する」(74ページ)を振り返り、「学校いじめ対策委員会」におけるいじめの認知までの過程を確認する。
- ② 研修9(88ページから96ページまで)から事例を選択し、事案に応じた対応及び関係機関等との連携・協力体制について話し合う。
- ③ 地域・学校で過去に起きた事例について振り返ったり、児童・生徒の実態から今後起こり得る問題について想定したりすることで、危機管理能力を高める。

(いじめの解消に向けた関係機関等との連携・協力体制の例)



2 早期対応のための取組について共通理解を図る。

- ① 「学校いじめ対策委員会」におけるいじめの認知から事後対応までの過程や、どの段階でどのような関係機関等と連携するのかについて検討し、具体的な役割分担を行う。
- ② 連携を必要とする主な関係機関等の役割及び業務内容を確認する。

研修に当たっての確認事項

一人で抱え込まず、「組織」として対応する

◆ 教職員による重大事態の定義の確実な理解

学校の組織的対応にもかかわらず、重大事態に至ってしまう事案も起こり得ます。そのために、全ての教職員が、日頃から、いじめ防止対策推進法に規定されている重大事態の定義を正しく理解していることが求められます。その上で、重大事態が発生した場合には、法に基づく調査の実施と関係者間の緊密な連携による迅速かつ適切な対応が必要となります。

【いじめ防止対策推進法】

第28条第1項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

児童・生徒や保護者から、「金銭をとられた。」、「暴力を受けた。」、「いじめにより学校に行けなくなった。」などの申立てがあったときは、必ず重大事態が発生したものと報告・調査等に当たります。

いじめの解消に向けた組織的な指導体制の例

④ いじめの解消に向けた対応・指導

- ・ 学校は、被害の子供・加害の子供・周囲の子供に対して、専門的な支援や指導が必要な場合は、速やかに「学校サポートチーム」を招集し、役割分担をして、問題の解決に向けての対応を図ります。また、PTAや地域住民等が、被害の子供・加害の子供・周囲の子供の保護者に働き掛けることに効果があると考えられる場合には、PTA役員を招集したり、学校運営協議会を開催したりして、協力を依頼します。社会全体でいじめ問題の解決を図る視点から、必要に応じて、民生・児童委員など広く地域住民と情報を共有することが大切です。
- ・ 暴力を伴ういじめなど、犯罪行為として取り扱われるべきであると考えられる事案については、教職員が、所轄警察署や児童相談所等と連携し、加害の子供に対して毅然とした態度で指導を行います。特に、学校で指導を行っているにもかかわらず、加害の子供の反省が見られない場合など、被害の子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると考えられる事案については、ためらうことなく直ちに、所轄警察署に通報し、援助を求めます。
- ・ 被害の子供や加害の子供の保護者が、自分の子供の指導に悩んだり、指導することが困難になったりしている場合などには、スクールソーシャルワーカー等の協力を得て、保護者に対して心理的な面や福祉的な面からの支援を行います。

⑤ 事後対応

いじめへの対応に当たっては、「仲直りした。」、「謝罪した。」、「楽しそうに会話する姿が見られるようになった。」など、表面的かつ安易な判断により、いじめが解消したとして、被害の子供への対応を終えてしまうことがあってはなりません。当該児童・生徒の様子や心情を確実に把握し、安心して生活を送ることができるようになるまで支援を継続し、状況を「学校いじめ対策委員会」に報告します。いじめが解消されたかどうかについては、教職員個人が行うのではなく、「学校いじめ対策委員会」が児童・生徒の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断します。また、日頃から全ての教職員による学校教育相談体制の充実を図ることが重要です。

研修 4 いじめを生まない環境づくり

ねらい

- いじめを生まない、見て見ぬ振りをしない学級、学校を作り、いじめの未然防止に向けて児童・生徒の意識を高める。

取組の内容例

1 自己肯定感や自尊感情を高める指導（「居場所づくり」と「きずなづくり」）の視点について知る。

いじめを生まない環境づくりの視点

居場所づくり

児童・生徒が、自己肯定感をもてる場所を教職員が作り出すこと。

きずなづくり

主体的に取り組む協同的な活動を通して、児童・生徒自身が心の結び付きや信頼感を深め、自尊感情を高めていくこと。

2 自己肯定感や自尊感情を高める指導のポイントについて考える。

- 友達や教職員との信頼関係の構築 ○ 魅力ある授業 ○ 児童・生徒の規範意識の醸成
- 児童・生徒の自己肯定感や自尊感情を高める指導 ○ 児童・生徒の人権意識を高める指導 など

3 「居場所づくり」と「きずなづくり」の具体的な取組を考える。

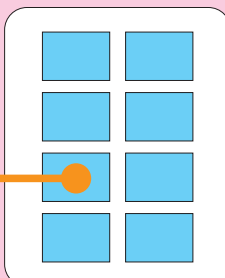
- 2に示した五つのポイントについて、①現在の取組、②取組の意図、③取組に当たっての留意点の3点を話し合う。

例（模造紙の例）

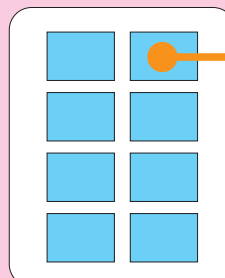
- ① 特別活動や行事等を児童・生徒の工夫で企画・運営している。
- ② 児童・生徒の仲間意識を育むとともに、集団への所属感を高める。
- ③ 児童・生徒それぞれの個性が発揮できるような役割や場面を設定する。

「居場所づくり」「きずなづくり」

信頼関係の構築



自尊感情や自己肯定感を高める



- ① 各教科等において、自尊感情や自己肯定感を高めることに重点を置いた年間指導計画を作成する。
- ② 各教科等の指導で、自尊感情や自己肯定感を高める。
- ③ 各教科等の目標や学習内容を踏まえた上で、自尊感情や自己肯定感に関する視点を位置付ける。

4 研修のまとめ

- 学校（学年）として、統一的な取組を構築する。

研修に当たっての確認事項

いじめが起きにくい学級環境・学校環境

児童・生徒が、安心・安全に過ごすことができる学級や学校にしていくこと（居場所づくり）が、いじめの未然防止の第1段階です。また、思いやりや規範意識、相手や周りを気遣う態度、他者や集団との関わりを大切にしたいという意欲を育むことも大切です。こうした気持ちを児童・生徒に育てておかなければ、知識を与えただけ、技能を訓練しただけにとどまり、いじめの未然防止にはつながりません。児童・生徒自らが、実際に他者と関わり合う中で、より良い生活を築いていこうとする思いをもつ場や機会を提供していくこと（きずなづくりのための場づくり）が、いじめの未然防止の第2段階です。

◆「心の居場所づくり」を意識した取組を行う上での留意点

- 一人一人を大切にすることを基本に置き、教職員と子供、子供同士の好ましい人間関係を育む。また、適切な対応や許してはならない行為等の意見交換の場を大切にしながら教職員間の共通理解を図る。
- 個に応じた指導の工夫などにより、児童・生徒が学びの中で充実感、成就感を得ることが出来る教育活動を展開する。
- 学校行事や生徒会活動、係活動などにおいて、児童・生徒の自発的・自治的な活動を尊重する。

◆「きずなづくり」を意識した取組を行う上での留意点

- 児童・生徒に活動の意義や目的について十分理解させるとともに、子供の能力、適性、興味などに応じた役割を分担する。
- 道徳科や特別活動の指導において、自らの生活や生き方について考える機会を十分にとり、人間としての生き方についての自覚を深めさせ、集団や社会の中で自己を生かす能力を養う。
- 互いに協力して目的を達成する活動を通して、自信を深めたり、他者とすすんで関わりをもったりすることができるよう指導に当たる。

参考：国立教育政策研究所「絆づくりと居場所づくり」平成24年3月
国立教育政策研究所「いじめの未然防止Ⅰ・Ⅱ」平成24年9月
東京都教育委員会いじめ問題対策委員会「東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について」令和2年7月31日

自己肯定感や自尊感情を育む学級づくり

国立教育政策研究所「いじめ追跡調査2013 - 2015」によれば、いじめられた経験と同様に多くの児童・生徒がいじめた経験をもっており、いじめの被害及び加害は特定の児童・生徒に偏ってはいません。つまり、多くの児童・生徒が、いじめられる、いじめるといった立場を入れ替わりながら、いじめに巻き込まれている実態が明らかとなりました。

特に、暴力を伴わないいじめの場合、一部の児童・生徒がいじめられることを控えても、他の児童・生徒が行為を続けていけばいじめられる児童・生徒は減りません。したがって、全ての児童・生徒を対象とした未然防止の取組を進め、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成、いじめに向かわない学級・学校づくりを考えていくことが重要です。

◆東京都教育委員会では「自尊感情」や「自己肯定感」を次のように定義しています。

○「自尊感情」とは

自分のできることできないことなど全ての要素を包括した意味での「自分」を、他者との関わり合いを通して掛け替えのない存在、価値ある存在として捉える気持ち

○「自己肯定感」とは

自分に対する評価を行う際に、自分の良さを肯定的に認める感情

「自尊感情」や「自己肯定感」を高めるためには、思い付きで幼児・児童・生徒を指導しているということでは、効果は期待できません。幼児・児童・生徒が成長する見通しをもって、励まし、認めるような働き掛けを行うとともに、幼児・児童・生徒が互いに認め合えるような意識を育み、互いに認め合える環境を作っていくことが、教師に求められます。

参考：東京都教職員研修センター「自信 やる気 確かな自我を育てるために【発展編】」平成24年3月

研修5 いじめの未然防止に向けた関係機関等との連携

ねらい

- いじめの未然防止に向けて、学校が保護者や地域、関係機関等と連携することの大切さについて意識を高め、社会全体でいじめに対応できる関係を作る。

取組の内容例

1 いじめの未然防止に向けて連携を図る主な関係機関等を確認する。

「学校内」…校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー など
 「地域住民」…民生・児童委員、PTA役員、保護者 など
 「教育関係」…教育委員会、教育支援センター、東京都教育相談センター など
 「警察・司法関係」…警察署（少年サポートセンター）、保護観察所、法務局 など
 「福祉関係」…児童相談所、子供家庭支援センター など
 「保健・医療関係」…病院、保健所 など
 「その他」…地域自治会、ボランティア団体 など

2 学校と関係機関等との連携の目的を確認する。

「日常の連携」「緊急時の連携」との二つの連携

日常の連携

- ・学校内外における児童・生徒の健全育成の推進
- ・教育活動の充実を図るための関係機関等とのネットワークの構築

緊急時の連携

- ・いじめ問題等の発生時の的確で組織的な対応
- ・指導困難な状況における関係機関等との連携

3 「学校サポートチーム」との日常の連携について自校の取組を見直す。 （「学校サポートチーム」のメンバーと教職員による意見交換会を実施 ※話し合いの例）

【現在の取組】

- 保護者会、道徳授業地区公開講座、地域自治会の会合等で、「学校いじめ防止基本方針」の内容及び取組について説明するとともに、学校ホームページに掲載する。
- 「学校サポートチーム」会議を定期的に開催する。
- 道徳授業地区公開講座で、情報モラルや健全育成に関する講演や意見交流会を実施する。

【課題の洗い出し】

- 保護者、地域住民に対し、「学校いじめ防止基本方針」を周知する方策を検討する必要がある。
- 「学校サポートチーム」と「学校いじめ対策委員会」との連携体制について、教職員の認識や理解が不十分である。

【今後の取組】

- 入学式及び年度初めの保護者会で、「学校いじめ防止基本方針」について説明するとともに、関係機関等との連携の必要性について周知を図る。
- いじめの未然防止のために実施された取組について、教職員、児童・生徒、保護者を対象に意見を集約し、取組の効果を検証する。

研修に当たっての確認事項

今、求められる連携 ～学校の「抱え込み」から開かれた「連携」へ～

◆ これからの連携の在り方

学校は、学校内で全ての問題を解決しようとするのではなく、状況に応じ、関係機関等に相談したり協力依頼をしたりすることが必要です。

- 「抱え込み」意識からの脱却
 - ・ 学校だけの対応でいじめの問題等を解決することは、一層困難になっているという認識が必要です。
 - ・ 教職員間の共通理解の下に、学校内及び関係機関等と連携して対応することが必要です。
 - ・ 主たる対応を関係機関等に委ねた場合も、適切な役割分担の下に、一体的な指導が必要です。
- 関係機関等の理解
 - ・ 教職員は、関係機関等の業務内容を十分に把握・理解することが必要です。
 - ・ 関係機関等の機能、組織、担当者名、所在地、連絡先等の一覧を全教職員に配布することが必要です。
- 「開かれた学校」としての対応
 - ・ 関係機関等との連携の基本方針に関して、保護者や地域住民に十分な理解を得ることが必要です。
 - ・ 連携が必要とされる事案について、保護者の理解や地域住民に十分な説明を行うことが大切です。

◆ 日常の連携の目的

いじめの未然防止に向けて、専門性のある関係機関等との連携の意義や必要性について、教職員間で理解を深めるとともに、学校の実態に応じ、必要な連携体制を構築していくことが大切です。

区分	目的	具体例
日常の連携	健全育成の推進	・ いじめの未然防止 ・ 家庭教育の支援 情報モラル教育、スクールカウンセラーや精神科医等による保護者や地域住民対象の講演、弁護士によるいじめ予防授業
	ネットワークの構築	・ 情報交換 ・ 連絡体制の整備 情報交換会、連絡協議会、いじめ問題対応マニュアルの作成、関係機関等一覧表の作成
	児童・生徒指導体制の充実	・ 教職員の指導力の向上 関係機関等を招いての研修会、ケース会議、事例検討会

参考：国立教育政策研究所「学校と関係機関等との連携～学校を支える日々の連携～」平成23年3月
文部科学省「学校と関係機関等との行動連携を一層推進するために」平成16年3月

「学校サポートチーム」

【設置目的】 児童・生徒の問題行動等への対応において、保護者、地域、関係機関等と迅速かつ適切に連携協力できる体制を確立し、児童・生徒の健全育成を図るとともに、「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として、都内全公立学校に設置している。

【構成員】 校長、副校長、生活指導主任、保護者、学校医、スクールソーシャルワーカー、民生・児童委員、主任児童委員、保護司、子供家庭支援センター職員、児童相談所職員、警察職員（スクールサポーター含む）等

「学校いじめ対策委員会」と「学校サポートチーム」の連携

【未然防止のための取組】

- ・ 保護者会、PTAの会合、保護者会、道徳授業地区公開講座、学校評議員会議等の場を活用して、「学校サポートチーム」との連携の必要性について周知を図る。
- ・ 「学校サポートチーム」との連絡会議を年3回程度開催し、「学校いじめ防止基本方針」に示す取組内容やその進捗状況、児童・生徒の様子等について意見交換を行う。
- ・ 「学校いじめ防止基本方針」の改訂に際して、「学校サポートチーム」から意見を聴取する。

研修6 「いじめ」の定義に基づくいじめの認知

ねらい

○ 児童・生徒の様子から、いじめやいじめの疑いに気付くことができるようにする。

取組の内容例

1 教員向け、児童・生徒向け、保護者向けの資料を基に、いじめを発見するための視点を確認する。

- ・教員向け「いじめ発見のチェックシート」（いじめ総合対策【第2次・一部改定】上巻 P92）
- ・児童・生徒向け「生活意識調査例」（いじめ総合対策【第2次・一部改定】上巻 P94～97）
- ・保護者向け「いじめのサイン発見シート」（文部科学省）

2 いじめ問題に関するアンケートを実施する。

（参考：「令和2年度 いじめについての意識調査（教員）」東京都教職員研修センター）

3 アンケートを基に、児童・生徒の出すいじめのサインの場面と視点について考える。

場所	教室、トイレ、人気の少ない階段、空き教室、校庭や体育館の裏 など
時間	授業、休み時間、清掃時間、昼食時間、部活動（クラブ活動）や委員会活動 など
視点	顔色、表情、容姿や服装の乱れ、机上やトイレの落書き、視線、学習態度、声を掛けたときの反応、言葉遣い、身の回りの物、持ち物、友達関係、生活ノート、遅刻や欠席の状況 など

4 いじめやいじめの疑いに気付くために、特に気を付けるべき場面と視点について話し合う。

いじめやいじめの疑いに気付くための視点（例）

【学級担任、副担任】

- ・欠席や遅刻が多くなる。
 - ・顔色が悪く、元気がない。
 - ・下を向いて、視線を合わせようとしない。
 - ・友達にいじられても愛想笑いをする。
 - ・負担の大きい役割を請け負うことが多い。
 - ・あからさまに教職員の機嫌をとる。
 - ・成績が下がる。
- など

【専科、教科担当、部活動等担当】

- ・部活動を休むことが多い。
 - ・部活動の準備や片付けが特定の子供に偏る。
 - ・教職員によって態度を変える。
 - ・教職員の言動を素直に受け取らない。
 - ・忘れ物が多くなる。
 - ・道具が紛失する。
- など

【養護教諭】

- ・頻繁に保健室を訪れる。
 - ・授業時間や下校時刻を過ぎても保健室から出ようとしめない。
 - ・保健室の周りで見かけることが多い。
 - ・けがの状況と本人が話すけがの理由が一致しない。
- など

【スクールカウンセラー】

- ・全員面接による子供からの訴えがある。
 - ・保護者から訴えや相談がある。
 - ・相談室の回りで見かけることが多い。
 - ・校内巡視による子供の観察から異変に気付く。
- など

5 いじめのサインを受け止めるために児童・生徒及び教職員が相談しやすい校内体制を構築する。（参考：「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」下巻 保護者プログラム）

6 SOSの出し方や受け止め方に関する指導の充実及び具体的な取組について確認する。

研修に当たっての確認事項

いじめを見逃さないために

◆ 本人からの訴えには

- ・ 日頃から、「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には、全教職員でいじめを受けている子供を守り抜くための方策を考え、実践しなくてはなりません。保健室や相談室等一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やスクールカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるなどして、心身の安全を確保します。

◆ 周りの児童・生徒の訴えには

- ・ いじめを訴えたことにより、その児童・生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、相談室等、児童・生徒が話しやすい環境を確保して、訴えを真摯に受け止めます。
- ・ 「よく伝えに来てくれたね。」と思いやりのある行動を認め、情報の発信元は絶対に明かさないことを伝えるなどして、安心できるように配慮します。

◆ 保護者からの訴えには

- ・ 保護者がいじめに気付いたときに、直ちに学校に連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切です。
- ・ 問題が起こったときだけの連絡や家庭訪問では、信頼関係を築くことは困難です。日頃から児童・生徒の良いところや気になることなど、学校の様子を積極的に伝えます。
- ・ 児童・生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は、自分自身のしつけや子育てについて否定されたと感じることもあります。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切です。

様々な方法で、子供のサインを受け止める

児童・生徒の気になる様子について、「表情・態度」、「身体・服装」、「持ち物・金銭」、「言葉・言動」、「遊び・友人関係」、「教職員との関係」のうち、どのような点で気付くことが多いですか。令和2年度 東京都教職員研修センター「いじめについての意識調査（教員）」では、「いじめを認知する際、児童・生徒のどのような点で気付くことが多いか」について、特に多い点を三つ尋ねました。結果は以下の表のとおりでした。

校種	1位	2位	3位
小学校	表情・態度 (82.9%)	遊び・友人関係 (74.5%)	言葉・言動 (63.9%)
中学校	表情・態度 (81.8%)	言葉・言動 (63.5%)	遊び・友人関係 (61.9%)
高等学校	表情・態度 (79.2%)	言葉・言動 (68.6%)	遊び・友人関係 (56.6%)
特別支援学校	表情・態度 (80.4%)	遊び・友人関係 (55.4%)	言葉・言動 (53.3%)

どの校種も、「表情・態度」「遊び・友人関係」「言葉・言動」が多く、他の項目（「身体・服装」、「持ち物・金銭」、「教職員との関係」）と大きな差があります。研修等の機会に「いじめ発見のチェックシート」等に示された観点や内容について改めて確認することで見逃しがないかを確認したり、気になる児童・生徒の様子について様々な観点や内容を基に協議したりすることが重要です。

また、児童・生徒自身が、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出す）ができるようにすること、及び身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすることも重要です。東京都教育委員会「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」（DVD）をぜひ御活用ください。

多くの児童・生徒がいじめの被害者にも加害者にもなり得るということを踏まえ、全ての児童・生徒について、日常からきめ細かな観察を行うことや、些細な様子の変化であっても見落とさずに確認することが重要です。

研修 7 いじめの早期発見のための情報共有

ねらい

- 学級担任任せにするのではなく、全教職員が全児童・生徒の指導に責任を有しているという意識の下、組織的に児童・生徒の状況を観察するとともに、情報共有によりいじめを早期に発見する。

取組の内容例

1 情報共有の重要性を理解する。

- いじめへの対応が遅れて、深刻な事態に至った事例を挙げて、情報共有の重要性を確認する。

【事例の概要】

当該生徒に対し、中学校2年生から部活動のグループや同級生からの暴行や金銭強要が繰り返し行われていた。担任教諭は加害生徒に対して、注意を促す、握手をさせるなどの指導を行うだけであった。3年生になり、欠席や遅刻等が多くなったが、担任は、本人や保護者から話を聞くこともなく、「学校いじめ対策委員会」に報告しなかった。

9月になり、集団から暴行を受けた後、学校を無断で欠席したことから、被害生徒の保護者が暴行の事実を知り、加害生徒とその保護者との話合いがもたれた。

「いじめ問題に関する研究」(平成26年2月)34ページ～38ページ参考
東京都教職員研修センター 平成26年2月

2 校内で実践している情報共有の方法を確認する。

情報共有の取組例

【校舎内外の巡視】

- ・ 登下校、休み時間、清掃時間、放課後等に、複数の教職員でチームを組んで校舎と校庭の巡視を行い、教職員は、児童・生徒に積極的に声を掛ける。一人であるなど様子や態度が気になった児童・生徒については、周りの子供から聴き取り、記録簿に記入し、担当学年に報告する。

【教員同士・保護者・地域住民等による情報交換】

- ・ 毎週、「学校いじめ対策委員会」において、校長、副校長、主幹教諭、養護教諭、スクールカウンセラー及び学年主任で情報交換を行い、早急に対応が必要な児童・生徒への対応策を協議し、一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。また、保護者、地域住民、警察及び福祉等の関係機関に対して、子供たちの様子で気になることがあったら、どんな小さなことでも遠慮せずに学校に通報してもらえよう、保護者会や「学校サポートチーム」の会議等の際に、保護者・地域住民・各関係機関等に依頼する。

【生活情報ファイル】

- ・ 電子データによる全児童・生徒のファイル等を作成し、情報を得た教職員は、管理職に報告し、随時情報を記入する。学級担任、教科担任、養護教諭、部活動顧問はもちろんのこと、事務職員なども気に掛かる児童・生徒の様子を記録・報告する。

3 取組の実施による成果や課題について話し合う。

- 継続して取り組むべきことは何か、現在の情報共有の方法に課題はないかについて確認する。

研修に当たっての確認事項

いじめの早期発見、早期対応のための情報共有

◆ 情報収集

学校は保護者・地域住民・各関係機関等、多方面から情報を収集することにより、いじめの認知などの適切な判断につながります。そのため、「学校いじめ対策委員会」の定例会議や打合せ以外にも、教職員は日常からほかの教職員や保護者、地域住民、各関係機関等と積極的にコミュニケーションを行い、情報交換をすることが大切です。

【行動1】学級担任とともに、児童・生徒の状況を把握する。

【行動2】情報交換システムを作る。

○ 「報告メモ用紙」、「連携ノート」、「子供を語るノート」などを活用し情報を共有する。

○ 「校内LAN」を活用し、共有フォルダに情報交換用シートを作成し、期日を決めて記入する。

【行動3】保護者・地域住民・各関係機関等からも情報を収集する。

○ 保護者・地域住民・各関係機関等からの情報は、管理職へ報告し対応を検討する。情報は記録に残す。

◆ 情報集約

課題を明確にすることで、適切に指導・対応をすることができます。そのために、収集した情報を集約し、必要な情報を追加収集します。

【行動4】情報を集約し、分析する。

○ 「学校いじめ対策委員会」では、情報が、「いつの時点のものか」、「複数の情報源から確認できるものか」、「客観性のあるものか」などを検討する。

○ 情報の緊急性と重要性との二つの視点から、対応の在り方を検討する。

【行動5】指導の根拠となる資料を作成する。

○ 「学校いじめ対策委員会」では、各教職員が入力したデータやノート等を基に、欠席状況、指導状況、児童・生徒の傾向などを記入し、対応の方針を色別で分類するなどして、情報を共有しやすいよう工夫する。

○ 保護者・地域住民・各関係機関等からの情報は、資料として準備する。

※ 収集した個人情報等に係る内容については、その取扱いに十分な注意が必要である。

「色別分類シート（例）」 生徒の様子 令和〇〇年〇月〇日

第2学年 赤：(学校全体) 早急な対応 緑：(学年) 継続的な指導 青：(学級) 具体的な対応 黒：解決済み

組	氏名	9/10	9/17	9/24	10/1	10/8	10/15	生徒の傾向等	担任・学年の指導等
1	A	赤	赤	青		青	青	友人関係のトラブル	経過観察
1	B	赤	赤	青		青	青	長期欠席の傾向	継続指導
1	C			青		赤	赤	精神的に不安定	継続指導
2	D		赤	赤	赤	赤	赤	いじめの被害	全教職員で守る
2	E	赤	赤	青		赤	青	Hさんへのいじめ(加害)	全教職員で指導
2	F					青		女子に嫌がる発言	経過観察
2	G			青		赤	青	Hさんへのいじめ(加害)	全教職員で指導
3	H							友人関係のトラブル	経過観察
3	I		赤	赤	赤	青	青	長期欠席の傾向	経過観察

第2学年 学級の様子 令和〇〇年〇月〇日 (担任による記入例)

赤：早急な対応 緑：継続的な指導 青：学年・学級での具体的な対応 黒：解決済み

組	生徒の傾向等	担任・学年の指導等
1	Aさん：グループ内でいじめたりいじめられたりを繰り返す。	個々で話を聞き、個別指導中
1	Bさん：9月から欠席が続く。	継続指導 家庭訪問 スタールカウンセラーによる面談実施
2	Eさん：Hさんに対する悪口が続く。	「学校いじめ対策委員会」で対応を決定
2	Gさん：Eさんに同調し、悪口を言う。	「学校いじめ対策委員会」で対応を決定

参考：国立教育政策研究所「生徒指導の役割連携の推進に向けて」平成23年3月

研修 8 自己の取組を点検するレーダーチャートの活用

ねらい

○ レーダーチャートを作成することで、自己の取組を点検し、一人一人の対応力を強化する。

取組の内容例

- 1 レーダーチャートを作成し、自己の取組を振り返る。
- 2 自己のいじめ防止対策の取組状況の振り返り、成果と課題、具体的な改善策について、簡潔に記入する。
- 3 小グループ（同学年の学級担任等）で成果と課題、具体的な改善策について情報共有する。
- 4 小グループ内で共通で取り組む改善策を決定し、その実施時期、優先度など、今後の取組計画を立案する。

※優先度の決定基準（例）

- 優先度 1 位 「緊急性が高く、即効性も高いもの」
- 優先度 2 位 「緊急性は高いが、即効性は低いもの」
- 優先度 3 位 「緊急性は低いが、即効性が高いもの」
- 優先度 4 位 「緊急性も即効性も低い、実施するとさらに効果が期待できるもの」

【取組についての留意事項】

○ 研修後、必要に応じて、以下の対応を行う。

- ・ 学校いじめ対策委員会でチェックリストを取りまとめ、傾向と対策について検討
- ・ 改善について悩みを抱えている教員に対する生活指導主任、管理職による面談

○ 立案した取組計画について振り返る時間を設ける。

【レーダーチャート（「ふれあい月間『教職員シート』」）】

いじめ防止等の対策の取組状況について		実施時期	実施状況	実施結果
1 緊急事態発生時の対応	① いじめ防止対策委員会に指定されているいじめの対応マニュアル、標準的対応マニュアルの作成状況	2020.10.15	完了	
	② いじめ防止対策委員会に指定されているいじめの対応マニュアル、標準的対応マニュアルの活用状況	2020.10.15	完了	
	③ いじめ防止対策委員会に指定されているいじめの対応マニュアル、標準的対応マニュアルの活用状況	2020.10.15	完了	
	④ いじめ防止対策委員会に指定されているいじめの対応マニュアル、標準的対応マニュアルの活用状況	2020.10.15	完了	
2 緊急事態発生時の対応	⑤ いじめ防止対策委員会に指定されているいじめの対応マニュアル、標準的対応マニュアルの活用状況	2020.10.15	完了	
	⑥ いじめ防止対策委員会に指定されているいじめの対応マニュアル、標準的対応マニュアルの活用状況	2020.10.15	完了	
	⑦ いじめ防止対策委員会に指定されているいじめの対応マニュアル、標準的対応マニュアルの活用状況	2020.10.15	完了	
	⑧ いじめ防止対策委員会に指定されているいじめの対応マニュアル、標準的対応マニュアルの活用状況	2020.10.15	完了	
3 緊急事態発生時の対応	⑨ いじめ防止対策委員会に指定されているいじめの対応マニュアル、標準的対応マニュアルの活用状況	2020.10.15	完了	
	⑩ いじめ防止対策委員会に指定されているいじめの対応マニュアル、標準的対応マニュアルの活用状況	2020.10.15	完了	
	⑪ いじめ防止対策委員会に指定されているいじめの対応マニュアル、標準的対応マニュアルの活用状況	2020.10.15	完了	
	⑫ いじめ防止対策委員会に指定されているいじめの対応マニュアル、標準的対応マニュアルの活用状況	2020.10.15	完了	
4 緊急事態発生時の対応	⑬ いじめ防止対策委員会に指定されているいじめの対応マニュアル、標準的対応マニュアルの活用状況	2020.10.15	完了	
	⑭ いじめ防止対策委員会に指定されているいじめの対応マニュアル、標準的対応マニュアルの活用状況	2020.10.15	完了	
	⑮ いじめ防止対策委員会に指定されているいじめの対応マニュアル、標準的対応マニュアルの活用状況	2020.10.15	完了	
	⑯ いじめ防止対策委員会に指定されているいじめの対応マニュアル、標準的対応マニュアルの活用状況	2020.10.15	完了	
5 緊急事態発生時の対応	⑰ いじめ防止対策委員会に指定されているいじめの対応マニュアル、標準的対応マニュアルの活用状況	2020.10.15	完了	
	⑱ いじめ防止対策委員会に指定されているいじめの対応マニュアル、標準的対応マニュアルの活用状況	2020.10.15	完了	
	⑲ いじめ防止対策委員会に指定されているいじめの対応マニュアル、標準的対応マニュアルの活用状況	2020.10.15	完了	
	⑳ いじめ防止対策委員会に指定されているいじめの対応マニュアル、標準的対応マニュアルの活用状況	2020.10.15	完了	
6 緊急事態発生時の対応	㉑ いじめ防止対策委員会に指定されているいじめの対応マニュアル、標準的対応マニュアルの活用状況	2020.10.15	完了	
	㉒ いじめ防止対策委員会に指定されているいじめの対応マニュアル、標準的対応マニュアルの活用状況	2020.10.15	完了	
	㉓ いじめ防止対策委員会に指定されているいじめの対応マニュアル、標準的対応マニュアルの活用状況	2020.10.15	完了	
	㉔ いじめ防止対策委員会に指定されているいじめの対応マニュアル、標準的対応マニュアルの活用状況	2020.10.15	完了	

レーダーチャート（「ふれあい月間『教職員シート』」）は、教職員が自己の取組を点検することで、いじめ防止の取組について一人一人の対応力を強化することができます。「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」上巻 90 ページに掲載しています。

いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成
互いの個性の理解
望ましい人間関係の構築
規範意識の醸成
教員研修プログラム
いじめ問題への対応事例
保護者プログラム
地域プログラム

研修に当たっての確認事項

年間を見通した、いじめ防止に関する研修の計画的な実施

4月 校内研修① いじめの定義、学校いじめ基本方針等の理解

- 以下の内容について、関連資料を基に確認
 - ・いじめの定義
 - ・学校いじめ対策委員会、学校サポートチームの構成メンバー
 - ・学校いじめ防止基本方針
 - ・重大事態の定義と対処
- レーダーチャートの作成、教員自身の現状把握
 - ※現状把握後、各教員が自身の自己申告に反映させる等により、確実に以降の取組を実施するようにする。

6～8月 校内研修② 1学期の振り返りと2学期以降の取組

- レーダーチャートによる現状把握と2学期以降の計画立案

10～11月 校内研修③ ふれあい月間の取組

- 各教員の取組状況把握
- ふれあい月間での取組について協議
 - ・取組計画（実施時期、担当、取組内容等）
 - ・取組成果、まとめ、分析の方法 等

1月 職員会議 今年度の振り返りと次年度への引継ぎ

- 各学年から成果報告
- 具体的な取組の紹介や発表
- 次年度に向けて引継ぎの確認

研修9 いじめの解消に向けて効果のあった取組

ねらい

- いじめの解決に向けて効果のあった取組事例を通して、「学校いじめ対策委員会」の役割についての理解を深め、いじめ問題に対し、組織的に対応できるようにする。

事例研修の進め方（※次ページ以降の事例を御活用ください。）

1 個人演習

- ・「事例の概要」を読み、自校においてこのようないじめが起きた場合、いじめを解消するためにはどのような指導及び関係機関等との連携を行う必要があるのかについて、この後に期待される取組の経過を記入する。

2 グループ協議

- ・グループで、取組の経過からポイントになると考えられる取組を中心に意見交換を行う。
- ・取組の経過をグループで話し合い、まとめる。

3 全体発表

- ・「事例の概要」で解決すべき問題点及びグループでまとめた取組の経過について発表する。

4 事例における対応についての評価

- ・事例における「取組の経過概要」と「事例が解決に至ったポイント」、自校の「学校いじめ防止基本方針」を踏まえ、「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的な取組となっているかなどについて、校長による解説と講評を行う。

5 事例からの学び

- ・事例研修を振り返り、学んだことをまとめる。

組織的な対応を行うための改善のポイント

1

教職員は、いじめの定義や誰もが被害者・加害者になり得ることを十分に理解し、児童・生徒との日常的な関わりを通して、児童・生徒の様子の変化をきめ細かく観察する。

2

教職員は自分が担任する学級・学年・教科等にかかわらず、児童・生徒の様子で気になることを見聞きした場合、自分だけで判断せず、全ての事案について、迅速に「学校いじめ対策委員会」に報告する。

3

教職員から報告を受けた事案は、校長の指示の下、「学校いじめ対策委員会」で協議を行い、対応方針を検討する。

4

「学校いじめ対策委員会」が認知したいじめに対しては、対策委員会が具体的な対応の在り方等について協議し、校長が決定する。教職員は、協議結果を踏まえて、組織的にいじめの解消に向けた対応を行う。

異学年との関わりがいじめに発展した事例

〈事例の概要〉

放課後、児童三人が、「先生、Aの靴が片方ありません。」と担任に訴えてきた。児童Aは学年を問わず人気があり、目立つ存在の児童であるが、靴が見当たらないためか不安そうな顔をしている。担任は児童Aと児童らと一緒に昇降口の靴箱付近を探したが児童Aの靴は見当たらない。さらに、校舎の周りを探し始めたところ、校舎の裏側で児童Aの靴が見付かった。靴の中には砂利がいっぱい詰めてあり、靴の中に詰められた砂利をのけると、奥の方に小さな紙切れが入っていた。紙切れには、児童Aに対する悪口が書かれていた。

翌日の昼休み、昨日児童Aとともに靴を探した児童Bは、担任に対して「最近、児童Aが上級生の児童Cと児童Dとよく話している。児童Aは、児童Cと児童Dが教室に来るとそわそわし、困ったような表情をしていることがある。」と話した。

□ 取組の経過

□ 事例からの学び

取組の経過概要

事案発覚からの情報共有

- ・ 担任は学年主任に報告した。
- ・ 学年主任は、生活指導主任に報告するとともに、児童Aの保護者に電話で状況を伝えた。
- ・ 児童らと児童Aの靴を探した。⇒ 発見した。
- ・ 「学校いじめ対策委員会」にて事案を「いじめ」と捉え、今後の対応と役割分担を決定した。

児童Bからの報告による事実の確認

- ・ 担任は、児童Bから最近の児童Aの気になる様子の情報を得た。
- ・ 新たな情報を学年主任に報告した。
- ・ 関係児童の担任へ報告した。

加害児童への対応

- ・ 「学校いじめ対策委員会」で、複数教職員による聞き取り態勢を確認した。
- ・ 児童C、児童Dの聞き取りから、新たな児童Eの関与が判明した。
- ・ 児童Aの保護者に、これまでの経緯を説明するとともに、児童C、児童D、児童Eの保護者に状況を伝えた。
- ・ 担当学年と生活指導主任を中心に、靴を隠した動機、それぞれの思い、言い分をじっくりと聞いた。他人の痛みを理解できるよう、指導を根気強く行った。

被害児童への対応

- ・ 担当学年の教員とスクールカウンセラーが、児童Aの不安を解消するための支援を行った。また、週に一度、担任と児童Aが個別に面談する時間を設定するとともに、適宜、スクールカウンセラーとも面談を行い、その後の様子の確認や心のケアを行った。

学校体制と関係機関等との連携

- ・ 校内における休み時間や登下校の様子を観察するための校内体制を整え、複数の教職員で児童を見守った。
- ・ 民生・児童委員、児童館の職員に、いじめの実態を伝え、該当する児童の様子の見守りを依頼した。

事例が解決に至ったポイント

異学年の集団への対応

異学年が関わる休み時間や登下校時での問題であったため、見守り担当教員による行動観察、継続的な支援を行った。また、地域や保護者による通学路ボランティアパトロールとの情報交換を密に行ったことにより、児童の人間関係を把握することができた。

異学年交流による人間関係づくり

クラブ活動や委員会活動、1学年から6学年の編成で活動を行う縦割り班では、自分で判断して行動する力、所属意識と高学年としての役割意識の向上に焦点を当てた。教職員が、児童の主体性を高めるために、目的や内容を明確にする場を設定したり、一人一人を丁寧に見て、変容や伸びを称賛することによって、自尊感情や自己肯定感を高めたりする取組を行った。

「学校いじめ対策委員会」の機能

「学校いじめ対策委員会」へ報告する体制が確立していたため、全教職員の共通理解の下に、一貫した指導と、速やかな対応が実現した。

いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成
互いの個性の理解
望ましい人間関係の構築
規範意識の醸成
教員研修プログラム
いじめ問題への対応事例
保護者プログラム
地域プログラム

児童の特性に応じて関係機関等と連携した事例

〈事例の概要〉

児童 A は、周りの雰囲気を感じ取ったり、友達とうまくコミュニケーションを図ったりすることが不得意である。また、こだわりが強く協調性に欠けるため、周囲とトラブルになることも多い。学級内で、次第に児童 A を敬遠する雰囲気が感じられたが、児童 A が気にする様子は見られなかった。

ある日、担任は、児童 A の座席の一つ後ろの児童 B が、児童 A に対して必要以上に避ける態度をとっていることに気付いた。担任は児童 B の様子をしばらく見守っていたが、班で集めて提出するプリントを児童 A のものだけ集めなかったり、児童 A が落とした消しゴムを蹴ったりする行動が見られたため、その日の放課後、児童 B と個別面談を行った。児童 B は児童 A の行動が不快であり、嫌悪感が増していったという主旨の話をした。

三日後、児童 A の保護者から校長に電話があり、同じ学級の児童の保護者から、学級内での児童 A の様子を心配する話を聞き、事実ならば納得がいかないとの話があった。

□ 取組の経過

□ 事例からの学び

取組の経過概要

対応方針の決定

- ・ 保護者からの電話後、「学校いじめ対策委員会」による協議を行い今後の方針を検討した。
- ・ 児童Aの保護者と面談し、信頼の回復に努めるとともに、専門医の助言を受けることを進めることとした。
- ・ 担任は児童Aと話し合い、日頃の思いを受け止めることとした。
- ・ 学年が一体となり、学級集団への指導に当たることとした。
- ・ スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーターと連携して、児童Aのサポートを行うこととした。

児童Aの支援体制づくりと、関係機関等との連携

- ・ 児童Aが医療機関で診察を受けるとともに、学校は必要に応じて医療機関と連携して指導に当たっていくことについて保護者から了解を得た。
- ・ 学校は、児童Aの「学校生活支援シート」を作成するとともに、児童Aについて全教職員に周知し、サポートできる体制を確認した。
- ・ 担任は、児童Aに、嫌なことや困ったことがあったらすぐに担任に相談に来るように話すとともに、学校は必ず児童Aを守ると伝えた。

学級の児童への指導

- ・ 担任は、学級の児童に対して、いかなる理由があっても、いじめは絶対に許されない行為であることを指導した。
- ・ いじめを受けて心が傷付いた児童Aの気持ちを考えさせた。
- ・ 道徳や学級活動を通して、「思いやり」や「個性（自分らしさとその人らしさ）」について話し合う時間を設定した。

学級の保護者への説明

- ・ 担任は、児童Aの保護者の了解を得て、保護者会で学級の中で児童Aを避けたり疎外したりする行為が見られていることを伝えた。
- ・ その上で、今後の学校の指導方針を説明し、学校の指導等について協力を求めた。

事例が解決に至ったポイント

「学校生活支援シート」を活用した関係諸機関等との連携

定期的な支援会議を通して、学校と家庭、関係機関等による「学校生活支援シート」に基づいて、支援の役割分担や今後の方針等について話し合った。様々な観点から情報交換することにより、適切な指導や支援を行うことができた。

※「学校生活支援シート」とは、本人や保護者の希望を踏まえて、教育、保健・医療、福祉等が連携して、児童・生徒を支援していく長期計画のこと（平成26年 東京都教育委員会「これからの個別の教育支援計画」より）。

児童に対する正しい理解

この事例は、周囲が児童Aの特性を理解しないまま学年が上がり、いじめへとつながったものである。まず、自分のことを理解してもらえず、必要な支援を受けることができなかった児童Aのこれまでのつらさや苦しさについて全ての児童が理解できるようにすることに努めた。少しずつ児童A自身の行動に落ち着きが見られ、ほかの児童も児童Aの特性に配慮できるようになった。

保護者への綿密な報告

保護者から悩みや要望を聞き、その思いを受け止めることに努めた。その上で、いかなるときも、全力でAを守り抜くことを保護者に伝えたことにより、信頼関係を築くことができた。教職員は、児童Aの行動面だけに着目して対応することがないよう、その背景を踏まえて指導に当たったことが問題の解決につながった。

いじめる側といじめられる側が逆転した事例

〈事例の概要〉

生徒 A は、ユーモアがあり行動力もあることから学級内でも一目置かれる立場である。生徒 A といつも一緒に行動するグループ内では、時々生徒 A が強い語調で生徒 B と生徒 C に接したり指示を出したりする姿が見られることもあったが、問題があるようには見えなかった。

ある日、生徒 B と生徒 C から、「生徒 A が自己中心的で困っている。」という相談を受けた。担任は生徒 A のグループでの関係を注意して見るようになり、自己中心的な発言が見られたときには、その場で指導した。その後、生徒 B と生徒 C からは、「関係が良くなった。」との報告があり、担任は安心していた。

しかし数日後、生徒 B と生徒 C が中心となり、生徒 A が発言するとほかの生徒と目くばせをしたり、生徒 A の背後から不自然なせき払いをしたりするなどの様子が見られた。担任は生徒 B と生徒 C に話を聞くと、「今までやられたことをやり返しているから悪くない。」と答えた。

1 か月ほど経ち、生徒 A がたびたび遅刻するようになった。保護者に電話をしても、「自分も今起きたばかりで、生徒 A は家にいないので、朝いつものように家を出たと思う。」との回答だった。ある朝、保護者に連絡がつかなかったため、教職員が分担して生徒 A を探したところ、公園で泣いている生徒 A を発見した。生徒 A は泣きじゃくりながら、「生徒 B と生徒 C から金銭を要求された。家の人に相談しても聞いてもらえない。」と話した。

□ 取組の経過

□ 事例からの学び

取組の経過概要

いじめの認知と 情報共有

- ・ 公園で泣いている生徒Aを発見した教職員は直ちに校長に報告した。
- ・ 校長は直ちに「学校いじめ対策委員会」を招集し、生徒Aに対する行為をいじめと認知するとともに、解消に向けた今後の方策を検討するよう指示した。
- ・ 「学校いじめ対策委員会」が策定した対応方針に基づいて、担任は学年主任とともに生徒Aに聞き取りを行い、生徒Bと生徒Cからの金銭要求の事実確認を把握した。
- ・ 担任と学年主任は生徒Bと生徒Cにも聞き取りを行い、生徒Aに対する金銭要求の事実を確認するとともに、生徒Aに対する思いを聞いた。
- ・ 副校長は金銭要求の事実について、スクールサポーターに連絡した。

生徒Aの支援体制 づくりと、関係 機関等との連携

- ・ 担任がいじめの事実について生徒Aの母親に連絡したところ、生徒Aの母親は「仕事が忙しく、あまり生徒Aに関わっていない。」と話した。
- ・ 担任から報告を受けた校長は、「学校サポートチーム」を招集し、生徒Aの家庭支援を含めた今後の方策について協議することを依頼した。
- ・ 「学校サポートチーム」での協議を受け、担任とスクールソーシャルワーカーが、交互に生徒Aの家庭を訪問して、学校と生徒Aの母親との関係を築いた。

いじめ解消に 向けた対応

- ・ スクールカウンセラーが生徒Aと面談を行い、心のケアを行った。
- ・ 担任は、生徒Bと生徒Cに対して、金銭を要求することは犯罪行為となることを伝えるとともに、いじめを受けて心が傷付いている生徒Aの気持ちを考えさせた。
- ・ 生徒Aに了承を得た上で、生徒A、生徒B、生徒Cによる話合いの場を設定し、担任同席の下で互いの気持ちを素直に伝え合わせた。その後、生徒Bと生徒Cは謝罪した。

Aの家庭支援 に向けた対応

- ・ スクールソーシャルワーカーが、生徒Aの母親が在宅する日中に家庭訪問を行う中で、生徒Aの学校での状況を伝えるとともに、生活上の悩み等の相談に乗りながら家庭支援につなげた。

事例が解決に至ったポイント

「学校サポートチーム」の活用

外部人材により構成された組織である「学校サポートチーム」を活用し、生徒Aの家庭への支援や、生徒Bや生徒Cへの指導について協議することを通して、適切な指導や支援を行うことができた。

生徒への適切な指導

この事例は、生徒Aと生徒B、生徒Cのいわゆる「力関係」が逆転することで発生した事案である。まず、生徒Bと生徒Cの気持ちに寄り添いつつも、だからと言って生徒Aにいじめを行ってよいという理由にはならないことや、いじめを受けて心が傷付いた生徒Aの気持ちを理解させるようにした。また、金銭の要求については、警察のスクールサポーターとも連携しながら、犯罪行為であり絶対に許されない行為であることを指導した。

スクールソーシャルワーカーを活用した生徒Aの家庭支援

スクールソーシャルワーカーが生徒Aの家庭訪問を行う中で、生徒Aの母親とも信頼関係を築くとともに、母親から伝えられた生活上の悩み等の相談に乗ることを通して、生徒Aの家庭支援につなげた。学校と家庭の連携により、子供が安心して相談できる環境を構築した。

SNSの書き込みからいじめが発見された事例

〈事例の概要〉

生徒Aは、学級委員として活躍するなど、学校生活において、何事にも積極的に取り組み、夏休み前の欠席は1日もなかった。

しかし、9月に入ったばかりの2週間の間に3回、腹痛や気分の悪さを訴え、保健室で身体を休めることが続いた。

担任は、休み時間、生徒Aに、家庭の様子や友人関係などについて聞いたところ、話しづらそうに、「誰にも言わないでください。」と前置きした上で、「最近、仲のよかった生徒Bたちとうまくいっていない気がする。」と話した。担任が「どうして、そう思うの。」と聞くと、生徒Aは、「何となく。」とだけ答えた。

担任は、生徒Aを気に掛けて観察していたが、生徒Aは、教室に戻ると、以前と同じように、授業中に発言する等、意欲的に取り組んでいた。担任は、しばらく様子を見ることにした。

9月下旬のある日の昼休み、担任は、暗い表情をして沈み込み、教室に一人でいる生徒Aに気付いた。担任は、その日の放課後、生徒Aに「何か心配なことがあるの。」と聞くと、生徒Aは、「昨日、生徒Bたちから、SNSに『お前、調子に乗るなよ。ばか。』と書き込まれた。」と話した。

□ 取組の経過

□ 事例からの学び

取組の経過概要

いじめの認知と 情報共有

- ・ 担任は生徒AにSNSの書き込みを削除しないよう伝えるとともに、学年主任に報告した。
- ・ 学年主任は、生活指導主任及び管理職に報告した。
- ・ 校長は担任に事実確認を行うよう指示するとともに、直ちに「学校いじめ対策委員会」を招集した。
- ・ 「学校いじめ対策委員会」にて事案を「いじめ」と捉え、今後の対応と役割分担を決定した。

生徒Aの支援体制 づくりと事実の確認

- ・ 担任は、生徒Aから、生徒Bたちとの関係について聞き取りを行い、新たに生徒Bのグループのメンバーである生徒C、生徒Dの情報を得た。
- ・ 担任は、生徒Aから得た新たな情報を学年主任に報告した。
- ・ 担任は生徒Bを含む関係生徒の担任へ報告した。
- ・ スクールカウンセラーは生徒Aとの面談を通して、生徒Aの心のケアを行った。

加害の生徒 への対応

- ・ 生徒Aから聞き取った内容やSNSの書き込みを基に、生活指導主任及び生徒B、生徒C、生徒Dの担任が、個別に聞き取りを行い、SNSに書き込みをした理由やそれぞれの思い、言い分をじっくりと聞いた。他人の痛みを理解できるよう、指導を根気強く行った。
- ・ 担任は、生徒Aの保護者にこれまでの経緯と今後の対応について説明するとともに、生徒B、生徒C、生徒Dの保護者にも同様の内容を説明した。

生徒A及び加害 の生徒への対応

- ・ 生徒A及び生徒B、生徒C、生徒Dの了承を得た上で、生活指導主任と担任が同席して話し合いの場を設定した。毎日下校時に、担任は生徒Aと簡単な面談を行って、生徒Aの状況を把握するとともに、適宜、スクールカウンセラーとの面談を設定して、生徒Aの心のケアを行った。

学校体制と情報 モラル教育の推進

- ・ 担任は指導の経過を「学校いじめ対策委員会」に報告するとともに、休み時間や登下校の様子を観察するための校内体制を整え、複数の教職員で生徒Aの見守りを行った。
- ・ インターネットを通じて行われるいじめを阻止することを目的として、情報モラルに関する授業を全学年で実施した。

事例が解決に至ったポイント

SNS上のいじめへの対応

担任は、生徒Aからの第一報を受け、SNSの書き込みを削除しないよう伝え、書き込みを保存しておくことで、その後の事実確認をスムーズに行うことができた。また、いじめに関する授業として生徒のSNS利用の実態を基に、情報モラルに関する授業を実施した。

「学校いじめ対策委員会」における迅速な協議

校長のリーダーシップの下、速やかに「学校いじめ対策委員会」を招集し、いじめの早期解決に向けて、対応を協議することができた。

教職員同士の組織的な対応の推進

「学校いじめ対策委員会」で決定した役割分担を踏まえ、担任、生活指導主任、スクールカウンセラー等が連携しながら対応することができた。また、対応後も複数の教職員で生徒Aの見守りを行い、学校全体で組織的に対応することができた。

1 教員が小さなトラブルに気づきいじめを発見した事例

新規採用1年目のA教諭（3年生担任）は、午後に予定されている若手教員育成研修会に参加するため、急いで更衣室に向かっている途中、廊下でプロレスごっこをしている6年生の児童B（男子）らの様子を見掛ける。

【被害の子供：小学校6年 男子】

A教諭は、廊下でプロレスごっこをしている6年生男子児童らを見発見

A教諭は研修会場に向かう路上で、携帯電話から副校長に報告

昼休み、学校いじめ対策委員会で協議

夕刻、学校いじめ対策委員会で、いじめの判断、対応について協議

児童B 「いててて。」
A教諭 「どうしたの。」
児童B （笑いながら）「大丈夫です。」

A教諭 （心の声）「仲よく遊んでいるように見えたし、6年生ってあんなものなのかも… 研修に遅れるわけにはいかない。」

校長 （A教諭の記憶の中の声）「子供の様子で気になることを見聞きしたら、どんな小さなことでも、すぐに学校いじめ対策委員会に伝えてください。」

A教諭 （心の声）「やはり、念のため連絡しておこう。」
A教諭 【携帯電話を操作し】「副校長先生、私の思い過ごしかもしれないのですが、実は学校を出る前に…」

副校長 「昼休みに学校いじめ対策委員会のメンバーを集め、私から伝えておきます。」

生活指導主任 「B君のプロレスの相手は、C君やD君ではないですか。」

養護教諭 「B君はよく保健室に来るから、この後すぐ、私から聞いてみます。」

担任 「私は、B君の保護者に、家で気にならないか聞いてみましょう。」

学年主任 「私は、C君とD君に、誰から聞いたとは言わずに、『給食準備中にプロレスをやっていたそうだけど…』と聞いてみますね。」

養護教諭 「B君は、『何でもない。』としか言いませんでした。」

担任 「保護者からは、息子は、最近元気がなく、『C君やD君と遊びたくない。』と言っていると聞きました。保護者に『電話いただきありがとうございます。』と言われたので、A先生がはじめて気付いたことを伝えました。」

学年主任 「C君も、D君も、ふざけているだけと言っていますが…」

校長 「B君が悩んでいることが分かりました。学校としていじめと認知します。では、これからの対応について考えていきましょう。」

2 悪気のない言葉で、相手を傷付けてしまった事例

児童A（女子）、B（男子）、C（男子）らは、学級でみんなで遊ぶ内容を話し合っていた。児童Bは意見を言わない児童Aに、「意見を言いなよ」と促したが、児童Aは泣き出してしまった。

【被害の子供：小学校2年 女子】

学級のグループごとに、みんなで遊ぶ内容について話し合い

児童C 「何で遊ぶか決めよう。ドッジボールがいいな。」
児童B 「Aさんも黙っていないで何か意見を言いなよ。」
児童A 「……………」（うつむいて涙ぐむ）

児童Aの保護者は、担任に子供が泣いて帰ってきたと訴え

保護者 「B君に言われたことで、学校に行きたくないとっています。いじめではないでしょうか。」
担任 「傷付いて帰ったことに気が付かず、申し訳ありません。すぐに学校いじめ対策委員会に伝え、対応を検討します。その結果を改めて本日中に連絡します。」

学校いじめ対策委員会で、いじめの認知、対応について検討

学年主任 「B君は好意で言ったのだと思いますが、Aさんがつらいと感じているのだからいじめということですよ。」
担任 「しかし、B君の言動をいじめという、トラブルになってしまう可能性もあります。」
生活指導員 「Aさんが傷付いていることは確かなので、いじめと認知して解決しなければなりません。しかし、B君にはいじめという言葉を使わないで話をしましょう。」

担任から児童Aの保護者へ電話で連絡

担任 「学校は、いじめとしてしっかりと対応します。B君にAさんが傷付いてしまったことを気付かせ、今後の言動について気を付けるよう話をします。Aさんが安心して学校に通えるようにしたいと思います。」

担任・学年主任が児童Bの保護者と面談

保護者 「うちの子が、いじめの加害者ということですか。」
担任 「そうではありません。B君は優しいのでAさんにも意見を言ってほしいと思い、声を掛けたのだと思います。ただ、AさんはB君の言葉に傷付いてしまったようです。私から、AさんにB君の優しさを伝えます。」

担任から児童Aへの声掛け

担任 「つらい思いをしていたのに気付いてあげられなくてごめんね。B君には、Aさんの気持ちを分かってもらえるように先生から話をするから心配しないでね。」

担任から児童Bへの声掛け

担任 「B君はみんなに優しく声を掛けていますね。先生はそんなB君が大好きです。実は、Aさんのことで一緒に考えてほしいことがあるのだけれど……………」

3 両者がいじめの被害者でも加害者でもある事例

生徒A（女子）は、バレーボール部に所属し、積極的に活動していたが、同じチームの生徒B（女子）たちのミスを厳しく指摘することが多く、次第に仲間から疎まれ無視されるようになった。

【被害の子供：高等学校2年 女子】

生徒Aの欠席について
保護者が担任に電話で連絡

保護者 「娘がバレーボール部のBさんたちからいじめられているようです。『もう学校に行きたくない。』とっています。何があったのでしょうか。」

担任 「Aさんが、つらい思いをしていたことに気が付けず申し訳ありません。すぐにバレーボール部の顧問に確認して、本日中に御連絡します。」

担任がバレーボール部顧問に
部活動内のいじめについて
確認

顧問 「Aさんがいじめを理由に休んでいるんですか。私が見ている限りでは、Aさんの方がBさんやほかの部員にきつい言葉を掛けているように思いますが…」

担任 「本当ですか。状況は複雑かもしれませんね。すぐに学校いじめ対策委員会に報告して、対応を検討してもらいましょう。」

学校いじめ対策委員会での
協議

生徒B 「いじめられているのは、むしろ私たちの方です。Aさんはよく『やる気がないなら、やめちゃえば。』と言ってきます。特に私はミスが多いので『何度同じこと言わせるの。もういい加減にして（強い口調で）。』と言われて、トイレで泣いたこともありました。」

顧問 「Aさんはバレーボールの経験が長いから、ついきつく言うってしまうのかもしれないね。」

担任 「それで、みんなで無視して仕返ししようとしたのかな。」

生徒B 「……………」（涙ぐむ。）

担任とバレーボール部顧問が
バレーボール部員一人一人に
聞き取り

顧問 「Bさんの気持ちはよく分かります。これはいじめには当たらないのではないのでしょうか。」

生活指導班 「いや、Aさんが傷付いていれば、いじめに該当します。これは、AさんBさんがそれぞれいじめの被害者でもあり加害者でもある事例です。」

担任 「分かりました。少しでも早くAさんと話をした方が良くと思うので、これから家庭訪問をします。その上で、Bさんたちと話し合うことを勧めてみます。」

顧問 「それでは、私は、Bさんの保護者に電話してこのことを伝えます。」

※伝える内容等については、上巻60ページ「具体的な取組 ◎ いじめの程度に応じた対応（例）」を参考に検討する。

学校いじめ対策委員会
今後の対応について協議

4 LINE への書き込みを友達が教員に伝えた事例

生徒A（女子）はLINEによる「ムカツク」「うざい」等の同学年の複数の生徒からの誹謗中傷に悩み、東京都いじめ相談ホットラインに電話をした。身近な大人や信頼できる人に相談するように具体的な相談方法等も助言を受け、親友の生徒B（女子）に相談した。子供だけの解決が難しいと思った生徒Bは、担任に相談した。
【被害の子供：中学校1年 女子】

SNSによる生徒Aへのいじめについて、生徒Bが担任に相談

生徒B 「AさんがLINEでいじめられています。いじめ相談ホットラインに電話したら、身近な大人から学校の先生に伝えてもらうように言われたそうなんです。先生にも親にもなかなか相談できずにいるみたいなんです。」（画面を見せる。）

担任 「話してくれてありがとう。Bさんが相談に乗ってくれて、Aさんは心強かったと思うよ。放課後、Bさんから話を聞いたよと先生からAさんに声を掛けてもいいかな。」

相談を受けた教員から管理職等への報告と、管理職から対応方針等の指示

学年主任 「昼休みに、担任から、AさんがLINEによるいじめで苦しんでいるという相談を受けました。（内容の詳細を報告）」

校長 「早速、担任の先生をはじめ学年の先生方を中心に、Aさんに話を聞いてください。終わったら、もう一度集まって協議しましょう。この後も、Aさんの様子を皆で注意していきましょう。」

担任 「普段接していて、Aさんは自分の思いを伝えるのがあまり得意ではないように感じます。相談センターは、話の切り出し方などについてもアドバイスをしてくれるそうですが、今日はスクールカウンセラーの勤務日なので、まず、スクールカウンセラーに相談してみます。」

東京都教育相談センターに児童・生徒への対応や理解について相談することができる。

「教職員等からの児童・生徒理解に関する相談」
03(3360)4160

担任 「（スクールカウンセラー、相談センター等の助言を受け、生徒の気持ちに寄り添いながらAから話を聞く）つらかったね。話してくれてありがとう。」

学年主任 「今の状況が続くのは良くないよね。これから状況を知っている人たちに話を聞こうと思っています。先生たちはAさんを守っていくから、安心してください。」

担任と学年主任が生徒Aに話を聴く

担任 （生徒Aから聞き取った内容を報告）

校長 「早速、関係する生徒に話を聞きましょう。学年主任と生活指導主任の二人で、どのような体制で話を聞いたり、保護者への連絡を行ったりするのか提案してください。先生方全員で協力して解決していきましょう。」

学校いじめ対策委員会での協議

いじめ防止対策推進法に基づき、学校は、生徒A（被害者側）保護者と、関係した生徒たち（加害者側）保護者に事実を共有し、家庭での見守りと指導をお願いすることとした。

担任 （生徒Aから聞き取った内容や相談（見守り）体制等を報告）
生徒Aの保護者 「最近、以前ほどはスマホを見なくなりました。ただ、見たときには、元気がない様子が見られて…悩んでいたんですね。家庭でも娘の様子に気を付けるようにします。」

担任 （生徒A及び関係生徒から聞き取った内容や指導体制等を報告）
関係生徒の保護者 「そんなことがあったんですか…。分かりました。家でも話をしてみます。友達関係も注意して見ていきます。」

担任 「引き続き学校でも様子を見ていきますので、何か気になる様子がありましたら、御連絡ください。よろしくお願いします。」

担任が生徒A及び関係生徒の保護者に電話で連絡

校長 「安易にいじめが解消されたと考えずに、本当に再発がないか、授業や部活動の様子をしばらく観察してください。養護教諭からも声掛けをお願いします。」

＜教員の指導により一定の解消後＞

学校いじめ対策委員会によるその後の状況の確認

5 スクールカウンセラーの全員面接からいじめを発見した事例

生徒A（男子）は、スクールカウンセラー（SC）による全員面接の事前アンケートで「少し悩みがある」にチェックしていたが、全員面接の時は、「今は、もう大丈夫」と言って、この件について話そうとしなかった。

【被害の子供：高等学校1年 男子】

ホームルームで全員面接の
事前説明とアンケートの実施

担任「このアンケートは、全員面接を控え、皆さんの悩みや不安について、学校として真剣に受け止め解決するために行うものです。ほかの生徒と見せ合うことなく、一人一人が真剣に記載し、チェックが終わったら、半分に折って直接提出してください。」

SCによる全員面接の場で
生徒Aとの面接

SC「『少し悩んでいる』というところにチェックしていますね。何に関する悩みですか。」

生徒A「でも、今はもう大丈夫です。」

SC「急には話しづらいかもしれませんがね。今度時間を取るのじっくり聞きますよ。悩みごとはどんな小さなことでも早いうちに、誰か大人の人に相談した方がいいですよ。『少し悩みがある』にチェックしていることは私から担任の先生に伝えてもいいですか。」

学校いじめ対策委員会で
全員面接の結果について協議

SC「A君は『今は、もう大丈夫』と言っているのですが…」

学年主任「A君から話を聞いた方がいいですね。次にSCが来るのは1週間後ですね。」

SC「『少し悩みがある』にチェックしていることは伝えていいと言っています。」

担任「まず私から声掛けしてみましようか。」

学年主任「A君は確か野球部でしたね。顧問の〇〇先生にお願いしてみましよう。」

野球部顧問による生徒Aへの
声掛け

顧問「何か気になっていることがあるの？」

生徒A「部活ではないけれど、同じクラスの生徒からよく『お前、空気読めないな。』って……」

担任から生徒Aの保護者に
電話で連絡

担任「A君はこのことをあまり話したくないようにしていたので、お母さんにお伝えすべきか迷ったのですが…」

保護者「お伝えいただきありがとうございます。息子にとって、先生方が気付いてくれていることが安心につながると思います。しばらく様子を見ていただけますでしょうか。」

担任「分かりました。それでは週末にその後の様子を連絡いたします。」

6 学校サポートチームを活用して対応した事例

不登校傾向がある生徒A（男子）たちは、登校すると他の生徒を冷やかしたりからかっていたりしていた。家庭の協力もあまり得られず、改善が見られない状況が続いていた。

【被害の子供：中学校2年 男子】

学校いじめ対策委員会での協議

学年主任 「A君たちは、ほかの生徒たちが真面目に行動すると、冷やかしたりからかったりします。指導はしていますが、家庭の協力も得られず、改善が見られません。」

副校長 「学校サポートチームの定例会が近日中にあるので、支援策を検討してもらいましょう。」

学校サポートチーム定例会での協議

S S W 「該当生徒の家庭訪問をして、状況を確認してみます。」

主任児童委員 「A君の保護者は、私のかつての同級生だから、相談に乗って見ますよ。」

※ S S W（スクールソーシャルワーカー）

担任は、生徒Aらが生徒B（男子）のかばんを蹴飛ばす状況を発見し、校長に報告

担任 「校長先生、A君たちがB君のかばんを蹴飛ばしてからかっています。彼らの行動はエスカレートしてきています。早急に対応する必要があります。」

校長 「臨時の学校サポートチーム会議を招集しましょう。」

学校サポートチーム臨時会議にて対応の検討

主任児童委員 「A君の保護者も、養育に悩んでいました。」

スクールサポーター 「このまま放っておくと、犯罪につながってしまう可能性があります。A君らは万引きで指導したことがあるので、私から声を掛け注意してみましようか。」

PTA会長 「でも、B君が仕返しされないか心配です。」

生活指導主任 「学校としてB君を絶対に守ることを保護者に伝え、理解を得ておきます。」

担任は家庭訪問をし、生徒Aの保護者と面談

担任 「私は1年生の時からA君を見ていますが、本当はとても優しい子なのに、最近、何かに悩んでいるのか行為がエスカレートしてしまっているように思っています。学校としては、今のうちにA君のためにも、厳しく指導することも必要と考え、元警察官の方に話をしてもらおうと思っています。もちろんその後のフォローは私たちでいたします。」

保護者 「そうですね……。私も最近手に負えなくなっているので、そういうことも必要なのかもしれないね。」